

## 業務規程の変更

旧条文を新条文に変更する。

新条文	旧条文
<p>(先物取引の期限)</p> <p>第 12 条 現物先物取引の期限は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;">( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;">( 現行どおり )</p> <p>2 現金決済先物取引の期限は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">貴金属市場の金にあっては、毎偶数月の当月限納会日の翌々営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から起算した <u>12</u> 月以内の各偶数限月とする。</p> <p style="text-align: center;">( 現行どおり )</p> <p>3</p> <p style="text-align: center;">( 現行どおり )</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>平成 20 年 5 月 14 日開催の理事会で議決された第 12 条 (先物取引の期限) の変更規定は、経済産業大臣の認可の日 (平成 20 年 5 月 29 日) から施行し、平成 20 年 7 月 7 日から適用する。ただし、平成 21 年 2 月限、4 月限及び 6 月限の各限月については、変更後の第 12 条の規定にかかわらず、平成 20 年 7 月 7 日に立会を開始する。</u></p>	<p>(先物取引の期限)</p> <p>第 12 条 現物先物取引の期限は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">( 省 略 )</p> <p style="padding-left: 2em;">貴金属市場及びアルミニウム市場にあっては、毎偶数月の当月限納会日の翌営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から起算した 12 月以内の各偶数限月とする。</p> <p style="text-align: center;">( 省 略 )</p> <p>2 現金決済先物取引の期限は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">貴金属市場の金にあっては、毎偶数月の当月限納会日の翌営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から起算した <u>6</u> 月以内の各偶数限月とする。</p> <p style="text-align: center;">( 省 略 )</p> <p>3 オプション取引の期限は、貴金属市場の金にあっては、毎偶数月の現物先物取引の新甫発会日の翌営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から起算した 6 月以内の各偶数限月とする。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>